

付 表

東三河地域 水循環再生に向けた取組 総括表

東三河地域 水循環再生に向けた取組 総括表

東三河地域の水循環の再生に向けた取組を整理すると下表のとおりとなります。

機能	大区分	小区分	番号	取組名		対象地域	実施主体					テーマ区分				
				取組内容			県民	民間団体	企業	国	県	市町村	森	郷	まち	川
1 きれいな水	(1) 汚濁負荷の削減	① 生活排水対策	1-1	下水道の整備	<流域下水道事業> 豊川流域下水道 <公共下水道事業> 豊橋市始め5市2町					○	○			○	○	○
				・生活環境の改善、公共用水域の水質保全のため下水道整備及び適正な維持管理を推進する。						○				○	○	○
			1-2	合流式下水道の改善	<公共下水道事業> 豊橋市					○				○	○	○
				・合流式下水道の改善のため、吐き口対策スクリーン、遮集管、雨水貯留施設等の設置を行う。						○				○	○	○
			1-3	高度処理施設の導入	<流域下水道事業> 豊川流域下水道 <公共下水道事業> 豊橋市、蒲郡市、田原市、東栄町				○	○			○	○	○	
				・公共用水域の水質保全のため高度処理施設の整備を促進する。					○				○	○	○	
			1-4	農業集落排水事業費補助金	豊橋市始め4市2町				○				○	○	○	○
				・農村生活環境の改善並びに公共用水域等の水質保全のため、農業集落排水施設の整備及び適正な維持管理を推進する。					○				○	○	○	
			1-5	農業ゼロエミッション推進事業(1) <集落排水汚泥等有機物資源利用促進事業>	農業集落排水実施(予定含む)市町村				○				○	○	○	
				・農業集落排水汚泥の循環利用を促進するため、地域別の循環構想を構築する。					○				○	○	○	
			1-6	浄化槽整備	全域		○			○	○	○	○	○	○	○
				・既設の単独処理浄化槽について、地域の実情に応じ、合併処理浄化槽への転換の促進を図る。 ・併せて窒素・リンが削減できる高度処理型の浄化槽の普及を推進する。					○				○	○	○	
			1-7	コミュニティ・プラントの整備	豊橋市、田原市				○				○	○	○	
				・コミュニティ・プラントの整備及び適正な維持管理を推進する。					○				○	○	○	
			1-8	生活排水対策の普及啓発	全域				○	○			○	○	○	
				・生活排水対策の重要性を啓発し、県民意識の高揚を図り、生活排水対策実践活動の普及・定着を促進する。					○				○	○	○	
			② 産業排水対策	工場・事業場排水規制	県内の特定事業場等				○	○			○	○	○	
				・水質汚濁防止法に基づき、工場事業場の濃度規制、総量規制及び指導を実施する。 ・ゴルフ場における農薬の適正な利用について、適正な維持管理を指導する。					○				○	○	○	
				環境対策資金融資	全域				○				○	○	○	
			1-10	・公害を防止し、良好な生活環境の保全を図るため、中小企業者が行う水質汚濁防止等の施設の設置等に対して必要な資金を融資する。					○				○	○	○	
				公害防止協定	全域				○		○		○	○	○	
			1-11	・大気・水質汚染物質等の排出量が大きい工場に対し、関係市町村が協定を締結。 ・法令値の上乗せや規制項目の横だしなど協定値の設定、監視・測定体制の整備等。					○		○		○	○	○	
				環境保全型農業推進事業	全域				○	○			○	○	○	
			③ 非特定汚染源対策	・環境にやさしい農業を普及させるための試験研究や調査を実施する。 ・環境にやさしい農業に取り組む農家の活動を支援する。					○				○	○	○	

機能	大区分	小区分	番号	取組名		対象地域		実施主体					テーマ区分				
				取組内容				県民	民間団体	企業	国	県	市町村	森	郷	まち	川
			1-13	エコファーマーの認定	全域	・河川や海、地下等に流亡する農薬や肥料を減らすため、減農薬、減化学肥料栽培など環境にやさしい農業に取り組むエコファーマーの認定の推進。					○	○		○		○	○
			1-14	農産物環境安全推進マニュアルの導入	全域			○			○	○		○		○	○
			1-15	家畜排せつ物の利用促進	全域	・畜産環境保全巡回指導、たい肥利用研修会等を実施。					○	○		○		○	○
			1-16	家畜排せつ物適正処理指導	全域						○			○		○	○
			1-17	家畜排せつ物処理高度化支援	全域	・家畜排せつ物処理高度化施設等の整備に対する助成。					○			○		○	○
			1-18	家畜排せつ物適正処理対策	田原市						○			○		○	○
			1-19	畜産バイオマスの利活用	東三河農林水産事務所管内全域	・愛知県の実情に即した、地域で実際に適用可能な家畜排せつ物の新たな利活用システムを調査、検討。					○			○		○	○
			1-20	豊橋市バイオマстаウン構想の策定・推進	豊橋市						○			○		○	○
			1-21	田原市バイオマстаウン構想の策定・推進	田原市	・家畜排せつ物の適正処理及び有効利用の推進を通じて、河川の水質汚染防止、土壤の地力回復、悪臭防止等、地域の生活環境を保全するとともに、バイオマスエネルギーとしての利用を図り、積極的なCO2抑制に資する。					○			○		○	○
			1-22	農地・水・環境保全向上対策 <営農活動支援交付金>	全域			○			○	○		○		○	○
			1-23	地域の清掃活動	全域	・市街地などでは、道路や屋根、広場等の堆積物が降雨時の雨水流出に伴って、河川や水路などに流出し、川や海の汚れにつながることから、地域において、清掃活動を実施し、降雨時の汚濁負荷の低減を図る。	○					○		○			
			1-24	森林の整備・保全	全域									○			
			(2) 有害物質の削減	(4) 有害物質削減対策	規制・指導	東三河地域の事業場					○	○			○	○	○
							・立入、行政検査等による排水基準遵守指導。										

機能	大区分	小区分	番号	取組名		対象地域		実施主体					テーマ区分				
				取組内容				県民	民間団体	企業	国	県	市町村	森	郷	まち	川
(3) 直接浄化等	(5) 直接浄化対策	(1-26)	排水基準の遵守	全域							○			○	○	○	○
			・ごみ処理施設からの処理水の排水基準の遵守。														
		(1-27)	公害防止協定(再掲)	全域				○			○			○	○	○	○
			・大気・水質汚染物質等の排出量が大きい工場に対し、関係市町村が協定を締結。 ・法令値の上乗せや規制項目の横だしなど協定値の設定、監視・測定体制の整備等。														
		(1-28)	干潟・浅場造成事業	三河湾					○								○
			・漁場生産力の回復、水質浄化機能の向上を図るため、干潟浅場を造成する。														○
		(1-29)	漁場環境調査試験	三河湾					○								○
			・水質浄化や生態系回復に有効な干潟、浅場等の造成技術を開発する。 ・底生生物に被害を及ぼす貧酸素水塊の動向を把握する。 ・有用生物の大量へい死要因等を解明する。														○
		(1-30)	海の恵み育成・啓発推進事業 <藻場、干潟造成新技術推進事業>	三河湾					○								○
			・藻場造成新技術を海域における事業規模で実証する。 ・藻場機能の数値化並びに人工干潟造成材の適性評価を行う。														○
		(1-31)	自然再生事業	豊川				○						○	○		
			・ヨシ原・砂州を再生し、河川の生物環境の回復を図る。														
		(1-32)	浚渫土を活用した環境配慮事業の検討	三河湾				○									○
			・干潟・浅場の造成材として、シルト質の浚渫土に砂質系のリサイクル材を混合した材料を活用するための技術検討を行う。														○
		(1-33)	里海再生モデル事業 <干潟の耕耘・観察>	三河湾				○	○		○	○					○
			・県民参加により、干潟の耕耘を実施し、その効果や課題を把握する。また、水質浄化など、干潟の役割を学ぶ観察会も併せて実施し、干潟の重要性を広く啓発する。														○
		(6) 底質改善対策	海域環境創造事業	三河湾					○								○
			・覆砂を行うことにより、汚染泥からの栄養塩の溶出を封じ込める。														○
			浚渫窪地の修復	三河湾					○								○
		(1-35)	・三河湾に点在する浚渫窪地等を埋め戻して修復を図り、貧酸素水塊の発生を抑える。 ・埋め戻しには、三河港内で発生する浚渫土砂を活用する。 ・砂質系浚渫土による覆砂を行う。							○							○
			浚渫土を活用した環境配慮事業の検討(再掲)	三河湾				○									○
		(1-36)	・干潟・浅場の造成材として、シルト質の浚渫土に砂質系のリサイクル材を混合した材料を活用するための技術検討を行う。														○
(4) 環境監視	(7) 水質等の調査	(1-37)	河川等公共用水域水質監視	県内の環境基準点等				○	○	○					○		
			・公共用水域及び地下水の水質常時監視を実施する。														
		(1-38)	海域水質監視	伊勢湾、三河湾				○	○								○
			・海域の水質監視を実施する。														○

機能	大区分	小区分	番号	取組名		対象地域		実施主体					テーマ区分			
				取組内容		県民	民間団体	企業	国	県	市町村	森	郷	まち	川	海
(5)その他	(8)清掃活動		1-39	漁場環境保全対策 <漁場環境監視事業、赤潮・貝毒被害防止対策>	伊勢湾、三河湾					○						○
			1-40	河川水辺の国勢調査	豊川始め			○	○						○	
				・5年に1回河川水辺の国勢調査を実施する。												
			1-41	水循環再生指標モニタリング	全域	○	○	○	○	○	○			○	○	
			1-42	水生生物調査	全域			○	○	○				○		
				・水生生物を指標とした水質調査の実施と調査への支援。												
			1-43	河川の清掃・除草(1)	東三河地域の河川	○	○			○	○			○	○	
				・河川における地域住民による自主的な清掃活動等に対する報奨制度。 ・河川の草刈作業の一部を、地元住民団体等に委託。 ・河川管理者が草刈りを実施。												
			1-44	河川・海岸の清掃・除草(2)	朝倉川、梅田川、赤羽根海岸等			○	○	○		○		○	○	
				・河川や海岸の清掃活動を実施する。 (イベント例) ・朝倉川530大会 ・梅田川ふれあいクリーン作戦 ・蒲郡530運動 ・しんじろクリーンフェスタ ・530運動「クリーンアップしたら」 ・サーフィン世界大会ビーチクリーン活動 ・汐川干潟クリーンアップ大作戦 ・豊橋表浜海岸清掃												
			1-45	川と海のクリーン大作戦	環伊勢湾の代表的な河川及び海岸	○			○		○			○	○	
				・住民と行政が一体となり清掃活動を実施する。 ・「ゴミを捨てない、捨てさせない」という意識の向上を図る。												
			1-46	農地・水・環境保全向上対策 <共同活動支援交付金>	全域	○	○			○	○		○			
				・農地、用排水路等農業用施設及び地域環境の保全向上に資する共同活動を支援する。												
			1-47	漁場環境保全対策 <漁場クリーンアップ事業>	沿岸市町	○	○			○	○				○	
				・海浜の清掃を行う。												
			1-48	海岸・港湾・漁港愛護活動報償費	沿岸地域	○	○			○					○	
				・海岸、港湾、漁港の市民清掃活動を支援する。												
			1-49	流木等処理負担金	沿岸市町					○	○				○	
				・台風等で海岸に漂着した流木等を処理する市町を支援する。												
			1-50	災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業	沿岸地域					○	○				○	
				・台風等で海岸保全施設に影響を与えるほど大規模に漂着した流木等について、海岸管理者が処理する。												

機能	大区分	小区分	番号	取組名		対象地域	実施主体					テーマ区分				
				取組内容			県民	民間団体	企業	国	県	市町村	森	郷	まち	川
		(9)その他	1-51	農業用用排水施設の整備	全域	農業用水の水質汚濁、ゴミの投棄や汚濁の滞留による排水機能低下、水路周辺の生活環境の悪化を防止するため、農業用用排水施設の新設、改修。				○	○	○	○			
				汐川水質改善行動計画の実施	汐川流域		○	○			○	○	○	○	○	
2 豊かな水	(1)かん養機能の向上	①森林の整備・保全	2-1	治山事業	全域	水源かん養等の機能が低下した森林等に対して本数調整伐、改植、下刈り等の森林整備を行う。				○	○					
				造林事業	全域					○	○					
			2-2	森林整備の促進(1)	全域	森林所有者が行う植栽、下刈、枝打、間伐等の森林整備に対して助成を実施する。	○				○					
				森林整備の促進(2)	豊橋市、豊川市、田原市、豊根村		○			○	○					
			2-5	間伐支援対策事業	設楽町	愛知県が実施する間伐事業に嵩上げ補助を行う。	○			○	○					
				県産材利用促進	全域				○		○					
			2-6	間伐材利用促進(1)	全域	間伐材の利用は間伐を促進し、森林の水源かん養機能を高める効果が期待されるため、継続的かつ多くの利用が見込まれる公共工事において間伐材の利用を促進。				○		○				
				間伐材利用促進(2)	設楽(かがやきの森)					○	○					
			2-7	間伐材利用促進(3)	豊根村	豊根村木サイクルセンターが間伐材(原木)買取時に1本あたり50円上乗せする。				○	○					
				水源地域の森林整備	豊川水源地域					○	○					
			2-10	計画的な森林整備の支援	全域	(財)豊川水源基金の水源林対策事業に対し負担金を支出し、県と流域市町村が一体となって水源地域の森林整備及び作業路新設への助成を行う。				○	○	○				
				里山づくり事業	豊橋市		○			○	○	○				
			2-11	里山づくり事業	豊橋市	里山の下草刈りを行う。 里山を活用した観察会や交流会を行う。	○					○				
				里山づくり事業	豊橋市							○				
			2-12	里山づくり事業	豊橋市											

機能	大区分	小区分	番号	取組名		対象地域	実施主体					テーマ区分				
				取組内容			県民	民間団体	企業	国	県	市町村	森	郷	まち	川
(2) 農地の保全・管理	農地の保全・管理	2-13	水源地域交流事業	蒲郡市、新城市、設楽町							○	○				
				・下流域である蒲郡市民と上流域の新城市民(鳳来地区)、設楽町民が相互に訪問して、相互の環境・文化等を理解するための交流を行う。							○	○				
		2-14	分収育林管理	蒲郡市、設楽町							○	○				
				・水源林の保全・かん養に「分収育林」という形でお手伝いする。 ・上・下流域の交流を通じて相互の理解を深め、水の大切さの理解を深める。							○	○				
		2-15	地産地消の促進(1)	全域					○			○				
				・産地情報の発信など、いいともあいちネットワークの拡大。												
		2-16	地産地消の促進(2)	田原市					○		○					
				・旬産旬時・地産地消の「食」を積極的にPRすることなど、農業資源を観光振興のために活用を図る。												
		2-17	農地有効活用システムの構築(1)	全域					○			○				
				・農地の出し手と受け手の利用調整を一体化し、効果的、効率的な農地の流動化と耕作放棄地の解消を行うシステム構築を推進。												
		2-18	農地有効活用システムの構築(2)	田原市					○		○					
				・遊休農地を買い上げ、担い手に対して売り渡しを実施する。 ・美しい景観形成及び遊休農地解消のため、菜の花プロジェクト事業を支援する。												
		2-19	農業の生産基盤の整備	全域					○	○		○				
				・農業の生産性の向上を図るために、生産・出荷用の機械、施設等の整備等を行う。 ・また、ほ場の大区画化、農道の整備、用水路の整備等を推進する。												
		2-20	農地・水・環境保全向上対策(再掲) <共同活動支援交付金>	全域			○	○			○	○		○		
				・農地、用排水路等農業用施設及び地域環境の保全向上に資する共同活動を支援する。												
		2-21	中山間地域等直接支払制度の実施	東三河の中山間地域			○				○	○		○		
				・中山間地域等で耕作放棄の発生の防止等に取り組む農業者等を対象に支援。												
		2-22	「Home Coming!～穂の国を食べよう！」のHP掲載	豊橋市			○						○			
				・農家と消費者とのコミュニケーションを促進し、地産地消を目的としたホームページ。												
(3) 総合治水対策の推進																
				現時点で該当なし												
(4) 雨水貯留浸透施設、透水性舗装等の推進		2-23	透水性舗装の適用	東三河地域の対象地域							○	○		○		
				・歩道の舗装を、以下のいずれかに該当する場合、透水性舗装を標準とする。 ○市街地を形成している地域又は市街地を形成する見込みの高い地域 ○官公庁施設、福祉施設等の周辺道路で高齢者、身体障害者等に配慮する必要がある場合												
		2-24	調整池の設置	全域			○				○			○		
				・土地区画整理事業の施行にあたり、「土地区画整理事業における調整池設置基準について」等に従い算出された必要容量の調整池を土地区画整理事業区域内に設置。												

機能	大区分	小区分	番号	取組名		対象地域		実施主体					テーマ区分				
				取組内容		県民	民間団体	企業	国	県	市町村	森	郷	まち	川	海	
(5)ため池の保全	(6)緑化の推進		2-25	雨水貯留浸透施設設置補助事業	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市、小坂井町	○				○		○					
				・地域住民が行う雨水貯留浸透施設(浄化槽転用貯留槽、雨水貯留浸透施設、雨水浸透ます、雨水浸透管・側溝、透水性舗装など)の設置を補助する。													
			2-26	都市水環境整備下水道事業	豊川市				○			○					
				・公共下水道の整備に併せて、雨水の貯留浸透機能を有する浸透地下トレーンチと浸透ますを設置し、雨水の流出抑制、地下水のかん養を図る。													
			2-27	農業水利施設の環境整備	全域			○	○		○						
				・生態系、景観に配慮した農業水利施設、ため池、水路の整備。 ・「愛知県ため池保全構想」に基づくため池保全の推進。													
			2-28	ため池の保全	ため池を有する市町村			○	○		○	○					
				・ため池保全計画を策定する。													
			2-29	道路の植栽	全域		○	○	○		○		○				
				・歩道、中央分離帯等の道路緑化を実施。													
			2-30	土地区画整理事業区域内の植栽	全域	○			○		○		○				
				・土地区画整理事業区域内において、街区公園、近隣公園、地区公園及び保全緑地等の具体的な配置計画を立て、地区の緑のネットワークを創出。													
			2-31	都市の緑の保全	全域			○	○		○		○				
				・都市の緑の保全の推進。													
			2-32	都市公園の整備による緑の確保	県営都市公園整備:東三河ふるさと公園 県費補助:東三河地域の都市計画地域内の各市町村			○	○		○		○				
				・県営都市公園の整備、県費補助等による市町村の都市公園整備の支援。													
			2-33	緑化の推進	豊川市			○	○		○		○				
				・公園等の公共施設の緑化を推進する。													
			2-34	民有地緑化の推進	都市緑化基金を設置している市町村			○	○		○		○				
				・愛知県都市緑化基金により、市町村が実施する民有地緑化の助成制度を支援。													
			2-35	緑化活動	朝倉川	○											
				・朝倉川で植樹及びメンテナンスを行う。													
			2-36	木トピア開催	新城市			○	○		○	○	○				
				・身近に「木」を感じてもらうイベントの中で、緑化木の配布を行う。													
	(7)湧水等の保全		2-37	湧水等の利用促進	全域			○			○		○	○			
				・湧水や地下構造物等へ浸み出る漏洩水等の有効利用を促進するため、湧水等利用ガイドブックを作成。													
(2)水資源の有効利用	(8)水資源の効率的利用		2-38	水道用水の効率的利用の促進・指導	全域						○				○		
				・老朽化した水道管の更新等による水道施設の漏水防止対策を促進指導。													

機能	大区分	小区分	番号	取組名		対象地域		実施主体					テーマ区分						
				取組内容				県民	民間団体	企業	国	県	市町村	森	郷	まち	川	海	
(9) 節水意識の高揚			2-39	農業用水の効率的利用	豊川用水								○						
				・農業用水の効率的利用を図るため、水管改良施設の設置の推進。									○						
			2-40	工業用水の効率的利用の啓発・指導	全域								○						
				・パンフレットを作成し、水利用の合理化を啓発指導。									○						
			2-41	工業用水使用合理化の助成	全域								○						
				・工業用水を節約、再利用できる設備の設置に対し、特別利率の融資制度の設置。									○						
			2-42	老朽管の更新・漏水調査	豊川市、小坂井町								○						
				・老朽化した水道管の更新を行う。 ・漏水調査を行う。									○						
			2-43	井戸掘り事業助成金	蒲郡市								○						
				・井戸水の効率的利用の促進のため、公益的目的の井戸掘りに助成する。									○						
			2-44	節水に対する啓発活動(1)	全域								○						
				・渇水時に、節水に関する広報活動として、関係機関への節水協力依頼、ポスター配布、チラシ配布、懸垂幕掲示、飛行機・駅街頭・テレビ・ラジオ・ホームページによる節水PR。									○						
				節水に対する啓発活動(2)	全域								○						
			2-45	・「水の週間(8月1日～7日)」を中心に普及啓発活動を行う。 ・水の作文コンクール、ポスターの掲示、テレビ・ラジオ等による広報活動。									○						
				渇水時の管理	豊川流域								○						
			2-46	・渇水における河川環境の保全と取水の安定化等のために、水量水質監視を行うとともに、河川流水の総合的な運用による補給の調整等を行う。 ・異常な渇水においては「豊川緊急渇水調整会議」を開催し、水利使用の調整が円滑に行われるよう、必要な情報の提供等に努める。									○						
				⑩ 下水処理水等の有効利用									○						
			2-47	下水処理水の再利用	東栄浄化センター、蒲郡市下水道浄化センター								○						
				・公園や緑地などへの散水、トイレ用水、せせらぎ用水等として利用。									○						
			2-48	地下水漏洩水等の有効利用	全域								○						
				・湧水や地下構造物等へ浸み出る漏洩水等の有効利用を促進するため、湧水等利用ガイドブックを作成。(再掲)									○						
			2-49	雨水貯留による水資源の有効利用	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市、小坂井町	浄化槽の転用等(雨水貯留/浸透施設設置補助事業)								○					
				・下水道の整備により不要になった浄化槽を雨水貯留用に改造したり、新たに雨水貯留槽を設置することにより、浸水対策だけではなく、ガーデニングの散水や洗車として再利用。また、設置費の一部を補助。									○						
			2-50	雨水の有効利用	豊川市、新城市、田原市								○						
				・公共施設に雨水貯留施設を設置し、トイレや散水などに利用。									○						
(3) その他	(13) モニタリングの実施	2-51	水循環再生指標モニタリング(再掲)	全域			○	○	○	○	○	○	○						
				・住民と行政が連携・協働し、森から海まで流域全体を視野に入れた水環境に関するモニタリングを実施する。									○						

機能	大区分	小区分	番号	取組名		対象地域		実施主体					テーマ区分			
				取組内容		県民	民間団体	企業	国	県	市町村		森	郷	まち	川
3 多 様 な 生 態 系	(1) 多 様 な 生 態 系 の保全	(1) 多自然 川づくり 等の推進	3-1	多自然川づくり	豊川、音羽川始め				○	○	○					○
			3-2	水辺林や植樹等(1)	朝倉川(豊橋市)始め				○							○
			3-3	憩いの水辺環境整備事業	豊橋市					○						○
			3-4	水と緑の豊かな渓流砂防事業	山間部の渓流				○							○
			3-5	干潟・浅場造成事業(再掲)	三河湾				○							○
			3-6	漁場環境調査試験(再掲)	三河湾				○							○
			3-7	海の恵み育成・啓発推進事業(再掲) <藻場、干潟造成新技術推進事業>	三河湾				○							○
			3-8	海岸環境整備事業(1)	伊良湖港海岸、渥美海岸(田原市)				○							○
			3-9	自然再生事業(再掲)	豊川				○						○	○
			3-10	栽培漁業の推進	全域				○						○	○
			3-11	沿岸域生態系の保全	東三河地域の沿岸域				○							○
			3-12	生態系の保全	豊川河口部				○						○	○
			3-13	稚貝・稚魚の放流	田原市					○						○

機能	大区分	小区分	番号	取組名		対象地域		実施主体					テーマ区分				
				取組内容		県民	民間団体	企業	国	県	市町村		森	郷	まち	川	海
			3-14	浚渫土を活用した環境配慮事業の検討(再掲)	三河湾				○								○
				・干渉・浅場の造成材として、シルト質の浚渫土に砂質系のリサイクル材を混合した材料を活用するための技術検討を行う。													
			3-15	里海再生モデル事業(再掲) <干渉の耕耘・観察>	三河湾	○	○		○	○							○
				・県民参加により、干渉の耕耘を実施し、その効果や課題を把握する。また、水質浄化など、干渉の役割を学ぶ観察会も併せて実施し、干渉の重要性を広く啓発する。													
			3-16	水環境整備事業	豊橋市、新城市				○	○		○					
				・水路、ため池等の農業水利施設の整備、保全管理と合わせて、生態系や景観に配慮した水辺空間、快適な生活環境を整備する。													
			3-17	農村自然環境整備事業	豊橋市、田原市				○	○		○					
				・水路、ため池等の農業水利施設の整備、保全管理と合わせて、生態系や景観に配慮した水辺空間、快適な生活環境を整備する。													
			3-18	農業水利施設の環境整備(再掲)	全域				○	○		○					
				・生態系、景観に配慮した農業水利施設、ため池、水路の整備。 ・「愛知県ため池保全構想」に基づくため池保全の推進。													
			3-19	ため池の保全(再掲)	ため池を有する市町村				○			○					
				・ため池保全計画を策定する。													
			3-20	湿地・湿原の保全(1)	全域				○			○					
				希少な植物群落の保全のため、「湿地・湿原生態系保全の考え方」の普及を図る。													
			3-21	湿地・湿原の保全(2)	葦毛湿原、長ノ山湿原	○			○			○					
				・巡視・下草刈りなど湿地・湿原の保全整備を行う。													
			3-22	多自然川づくり(再掲)	豊川、音羽川始め				○	○	○						○
				・河川全体の営みを視野に入れ地域の歴史文化との調和に配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する。													
			3-23	ビオトープ創出事業	朝倉川	○											○
				・水中の生物の生息環境に重要な役割を果たし、水辺の原風景であるエコトーン(水生植物移行帯)の整備。													
			3-24	清掃活動等(再掲)	東三河地域												
				○具体的な取組は、1きれいな水ー(5)その他ー(8)清掃活動等に記載。													
			3-25	水循環再生指標モニタリング(再掲)	全域	○	○	○	○	○	○					○	○
				・住民と行政が連携・協働し、森から海まで流域全体を視野に入れた水環境に関するモニタリングを実施する。													
			3-26	水生生物調査(再掲)	全域				○	○	○						○
				・水生生物を指標とした水質調査の実施と調査への支援。													
			3-27	河川水辺の国勢調査(再掲)	豊川始め				○	○							○
				・5年に1回河川水辺の国勢調査を実施する。													

機能	大区分	小区分	番号	取組名		対象地域		実施主体					テーマ区分				
				取組内容				県民	民間団体	企業	国	県	市町村	森	郷	まち	川
③ 自然環境の保全・再生	① 自然環境の保全・再生	② 生物多様性の保全・再生	3-28	サーフィン世界大会交流会	田原市							○					○
				・サーファー、釣り人、アカウミガメ等が共存する「自然の豊かさ」や「環境保全の重要性」を再確認するとともに「子ガメの放流会」を実施する。													
			3-29	博物館事業	新城市						○	○	○	○	○	○	
				・さまざまな自然に対する興味や研究心をもつ機会を、あらゆる年代の人々に提供するため、鳳来寺山自然科学博物館友の会と連携し、野外観察会などを実施する。													
			3-30	課外事業活動	音羽川						○					○	
				・課外事業活動の一環として、河川に生息する生物観察を行い水の汚染状況を調査する。													
			3-31	ホタルの調査・観察	朝倉川		○									○	
				・豊橋の環境改善の象徴として、市街地を流れ多くの市民に親しまれている朝倉川に、環境の指標生物であり人々の郷愁をさそうホタルがかつてのように自生する状態を実現することを目指し、市民・企業・行政の三者のパートナーシップにより河川の再生と地域環境改善を図るために具体的な活動を行う。													
			3-32	自然公園等の適正な管理	自然公園等				○		○	○	○	○	○	○	
				・開発行為の規制を通じて、水域、湿地を含めて生態系を保全。													
4 ふれあう 水辺	④ 水辺環境整備	⑤ 水辺の活性化	⑧ 生態系ネットワークの形成	3-33	生態系ネットワーク形成検討調査	全域				○	○	○	○	○	○	○	
					・生物の生息・生育空間の配置やつながりについて、現状を把握するとともに課題と取組み方法を検討。												
				3-34	生態系ネットワーク形成指針の作成	全域				○	○	○	○	○	○	○	
					・公共事業における生態系ネットワーク形成への配慮事項をまとめた形成指針を作成。												
				① 身近な水辺の整備	4-1	まちづくりと一体化した整備<水辺スポット整備事業>	菅沼川始め				○					○	
						・国の「水辺プラザ整備事業」の条件を満たさない市町村の水辺の交流拠点整備を支援。											
					4-2	子どもの水辺活動支援	設楽町(津具地区)始め				○	○				○	
						・「水辺協議会」を設置し、子どもたちが活動する場としてふさわしい活動場所(水辺)の選定・登録し、子どもたちをはじめとする地域住民等の水辺における活動を支援する。											
					4-3	河川利用推進事業	豊川		○		○					○	
						・環境学習や癒しの場として周辺地域と一緒に親水や舟運等の河川利用の推進を図る。											
			4-4	農業水利施設の環境整備(再掲)	農業水利施設の環境整備(再掲)	全域				○	○		○				
					・生態系・景観に配慮した農業水利施設、ため池、水路の整備。 ・「愛知県ため池保全構想」に基づくため池保全の推進。												
			4-5	憩いの水辺環境整備事業(再掲)	憩いの水辺環境整備事業(再掲)	豊橋市						○					
					・水辺リフレッシュ事業:「川とのふれあい」をテーマとした親水施設の整備 ・花と緑の水辺づくり事業:「うるおい」「ふれあい」をテーマとした樹木・草花の植栽 ・ふるさとせらぎ川づくり事業:「自然豊かな川づくり」をテーマに多自然型の河川整備											○	
			4-6	水環境整備事業(再掲)	水環境整備事業(再掲)	豊橋市、新城市				○	○		○		○		
					・水路、ため池等の農業水利施設の整備、保全管理と合わせて、生態系や景観に配慮した水辺空間、快適な生活環境を整備する。												

機能	大区分	小区分	番号	取組名		対象地域		実施主体					テーマ区分				
				取組内容				県民	民間団体	企業	国	県	市町村	森	郷	まち	川
(1) 環境学習の拡大	(2) 水辺景観の保全	(3) 清掃活動等(再掲)	4-7	農村自然環境整備事業(再掲)	豊橋市、田原市					○	○		○				
				・水路、ため池等の農業水利施設の整備、保全管理と合わせて、生態系や景観に配慮した水辺空間、快適な生活環境を整備する。						○							
				港湾環境整備事業	大塚地区、御津地区					○							○
			4-8	・緑地の整備を行い、憩いの場の創出を図る。													
				海岸環境整備事業(2)	渥美海岸(田原市)					○							○
			4-9	・安全で人々が快適に利用できる海岸を創出するよう緩傾斜護岸、植栽、トイレ等を整備する。													
				② 水辺景観の保全	多自然川づくり(再掲)	豊川、音羽川始め				○	○	○					○
			4-10	・河川全体の営みを視野に入れ地域の歴史文化との調和に配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する。													
				農業水利施設の環境整備(再掲)	全域					○	○		○				
			4-11	・生態系、景観に配慮した農業水利施設、ため池、水路の整備。 ・「愛知県ため池保全構想」に基づくため池保全の推進。						○	○		○				
				干潟・浅場造成事業(再掲)	三河湾					○							○
			4-12	・漁場生産力の回復、水質浄化機能の向上を図るために、干潟浅場を造成する。													
				漁場環境調査試験(再掲)	三河湾					○							○
			4-13	・水質浄化や生態系回復に有効な干潟、浅場等の造成技術を開発する。 ・底生生物に被害を及ぼす貧酸素水塊の動向を把握する。 ・有用生物の大量へい死要因等を解明する。													
				海の恵み育成・啓発推進事業(再掲) <藻場、干潟造成新技術推進事業>	三河湾					○							○
			4-14	・藻場造成新技術を海域における事業規模で実証する。 ・藻場機能の数値化並びに人工干潟造成材の適性評価を行う。													
				海岸環境整備事業(1)	伊良湖港海岸、渥美海岸(田原市)					○							○
			4-15	・砂浜の保全・再生を図るために離岸堤、突堤の整備や養浜を行う。													
				浚渫土を活用した環境配慮事業の検討(再掲)	三河湾					○							○
			4-16	・干潟・浅場の造成材として、シルト質の浚渫土に砂質系のリサイクル材を混合した材料を活用するための技術検討を行う。						○							○
				清掃活動等(再掲)	東三河地域												
			4-17	○具体的な取組は、1きれいな水ー(5)その他ー⑧清掃活動等に記載。													
				④ モニタリングの実施(再掲)	水循環再生指標モニタリング(再掲)	全域				○	○	○	○	○			○ ○
			(2) 水文化の保存・伝承	① 水文化の保存・伝承													
				現時点で該当なし													
5 取組	(1) 環境学習の拡大	① 啓発		体験学習の場の提供(1)	全域												

機能	大区分	小区分	番号	取組名		対象地域		実施主体					テーマ区分				
				取組内容		県民	民間団体	企業	国	県	市町村		森	郷	まち	川	海
組活性化	習の推進		5-1	・要望のあった小中学校等に農林水産試験研究機関の研究員や先進的な農林水産業者を派遣し、講演や実習等の「出前講座」を実施。					○			○	○	○	○	○	○
			5-2	下水道出前講座の実施 全域					○	○				○	○	○	
			5-3	・下水道の環境への役割を理解してもらうため、小学生を対象に「下水道出前講座」を実施する。 学校における環境教育 (1) 全域					○	○	○	○	○	○	○	○	○
			5-4	・銅育・栽培・実験・観察・見学・探検等の体験活動を取り入れ、暮らしを見つめ直す環境活動の推進。 学校における環境教育 (2) 全域					○		○	○	○	○	○	○	○
			5-5	・環境に配慮した行動の取れる人材育成のため、全小学校4年生(名古屋市を除く)に、環境副読本を配布。 学校における環境教育 (3) 全域					○		○						
			5-6	・広報や冊子等による啓発 ・イベント等での下水道のPR ・下水道施設の見学会を実施					○	○			○	○	○	○	○
			5-7	下水道フェアの実施 流域下水道浄化センター ・下水道の仕組みや水環境への役割をPRするため下水道フェアを実施。					○	○				○	○	○	○
			5-8	下水道への接続のPR 全域 ・工事説明会、受益者負担金説明会、各戸回覧、郵送、個別訪問等による下水道接続のお願い。							○			○	○	○	○
			5-9	自然観察会 全域 ・自然観察会を開催する。		○							○	○	○	○	○
			5-10	環境保全活動に係る啓発活動 全域 ・環境に関するセミナーを開催する。 ・小学校への訪問事業や野外体験事業を実施する。		○							○	○	○	○	○
			5-11	海の恵み育成・啓発推進事業 <あいち海の恵み普及啓発事業> 全域 ・愛知県の水産物のおいしさをPRする事業計画を募集し、計画提案者に委託して事業を実施する。						○							○
			5-12	三河湾浄化フェア 豊橋市 ・水質浄化啓発事業の一環として、三河湾浄化フェアを開催し、水環境改善へ向けた意識を啓発する。							○				○	○	○
			5-13	梅田川ふれあいクリーン作戦 梅田川 ・水質浄化啓発事業の一環として、地域、民間企業及び市の協働により、梅田川の水質改善に向け、「梅田川ふれあいクリーン作戦」を実施する。		○	○				○					○	
			5-14	リバーウォークとよがわ推進事業 豊川 ・河川への関心を高める体験学習型イベント「リバーウォークとよがわ」を実施する。							○					○	
				農業に関する出前講座 豊橋市													

機能	大区分	小区分	番号	取組名		対象地域		実施主体					テーマ区分			
				取組内容		県民	民間団体	企業	国	県	市町村	森	郷	まち	川	海
(2) 活動支援	(2) 情報の共有化	① 水情報の発信	5-15	・豊橋の農業の現状と地産地消などについて説明する出前講座を実施する。						○		○				
			5-16	農業体験講座「みんなでお米をつくっちゃおう」	豊橋市		○	○			○	○				
			5-17	環境学習講座の実施	豊川市						○	○	○	○	○	
			5-18	三河湾浄化店頭啓発	蒲郡市			○			○					○
			5-19	水道に関する環境学習(水道教室)の実施	新城市						○		○	○		
			5-20	交流会の開催	全域					○	○	○	○	○	○	
				・県内こどもエコクラブの地域交流会を開催。												
			5-21	環境学習推進協議会の設置	全域					○	○	○	○	○	○	
				・県民・事業者・NPO・行政からなる環境学習推進協議会を設置し、環境学習ネットワーク、環境学習プログラムの作成、拠点機能等の企画立案、進捗等の評価。												
			5-22	環境指導者等の育成(1)	全域					○	○	○	○	○	○	
				・地域や学校における食育推進や体験活動を支援するため、指導者やボランティアを育成。												
			5-23	環境指導者等の育成(2)	全域					○	○	○	○	○	○	
				(あいちエコカレッジネット) ・環境学習に役立つイベント、施設等の情報などの提供、環境学習指導者養成講座(インターネット講座とフィールド研修を組み合わせた講座)の実施。												
			5-24	学習プログラムの作成	全域					○	○	○	○	○	○	
				・家庭、地域、学校、企業等における環境学習の取組を推進するため、環境学習プログラムの作り方等をまとめた「あいち環境学習ハンドブックⅡ」を作成。												
			5-25	農業講座の実施(農の伝道師)	豊橋市					○	○					
				・農業後継者不足が深刻化する中、将来の担い手を確保・育成するため好奇心旺盛な小学生を対象に農業講座を実施。												
			5-26	水質情報の提供	全域			○	○	○				○	○	
				・公共用水域の水質調査結果等のホームページによる公開。												
			5-27	漁場環境保全対策(再掲) <漁場環境監視事業、赤潮・貝毒被害防止対策>	伊勢湾、三河湾					○						○
				・漁場環境の実態調査を行う。 ・赤潮・苦潮の監視による漁場被害を防止する。 ・貝類の安全確保対策を実施する。												
				県営水道情報の提供	全域											

機能	大区分	小区分	番号	取組名		対象地域		実施主体					テーマ区分			
				取組内容		県民	民間団体	企業	国	県	市町村	森	郷	まち	川	海
			5-28	・ホームページにより県営水道の施設概要、水源状況(ダム貯水量)、節水状況、水質検査結果の公開。						○					○	
				水情報の発信	豊川市		○									
			5-29	・水循環の必要性や水に関する情報共有化を促進するため、豊川商工会議所が毎月1日に市内新聞折込している月報「メセナ」に記事を掲載する。											○	
				水情報の提供	豊橋市		○					○	○	○	○	○
			5-30	・水循環の必要性や水に関する情報共有化を促進するため、豊橋商工会議所が毎月1日に会員事業所等を対象に発行する会報誌「ニューポイント」へ記事を掲載する。								○	○	○	○	○
				水の供給情報の発信	豊川流域		○								○	
			5-31	・独立行政法人水資源機構からの水源情報の聞き取りを毎日行い、希望する土地改良区へ情報提供を行っている。											○	
			5-32	「Home Coming!～穂の国を食べよう！」のHP掲載（再掲）	豊橋市			○					○			
				・農家と消費者とのコミュニケーションを促進し、地産地消を目的としたホームページ。												
			5-33	水辺環境マップ	全域	○	○			○					○	○
				・水辺に関する意識高揚と水環境の保全のため、水辺環境マップを作成する。												
			5-34	希少種情報の提供	全域					○		○	○	○	○	○
				・水生生物を含む県内希少野生動植物に係る情報をホームページで公開。												
			5-35	水辺協議会	豊川市						○					○
				・河川等の関係団体が、活動報告、予定、情報交換を行う。												
(3) 県民・事業者・民間団体・行政の協働	① 活動支援等	5-36	環境保全等を目的とするNPO法人の活動支援	支援するNPOの活動地域			○					○	○	○	○	
			・豊橋市内の河川環境、水辺環境、水源環境等の改善を図るために、朝倉川流域を中心に豊橋市全域の環境改善を図ることを目的とするNPO法人「朝倉川育水フォーラム」の活動を支援する。 ・豊川流域の水環境、森林環境の改善を図るために、東三河の森林保全、育成、再生等により循環型地域社会の実現を図ることを目的とするNPO法人「穂の国森づくりの会」の活動を支援する。													
	② その他	5-37	東三河水循環再生フォーラム	全域		○				○		○	○	○	○	○
			・地域の水循環が、人の循環、暮らしの循環に展開していく道筋を考えるために、連続フォーラム方式で、東三河水循環再生フォーラムを開催する。													
(4) 取組の検証・拡充	① 取組の見直し等	5-38	生物多様性条約第10回締約国会議の誘致推進	全域		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			・愛知県・名古屋市を国内候補地として日本へ招致することが閣議了解された「生物多様性条約第10回締約国会議」の誘致を推進する。													
	① その他	5-39	三河湾里海再生プログラムの作成	三河湾						○						○
・三河湾は、本県にとって古くから様々な海の恵みをもたらしてくれる「里海」である。海域環境改善の効果的な取組を「三河湾里海再生プログラム」として取りまとめ、人と海とが共生する里海再生を推進する。																
(5) その他	① その他	5-40	環境影響評価制度の運用	全域				○	○				○	○	○	
			・大規模開発事業に係る環境配慮の取組促進。													